



平成 26 年 12 月 12 日

各 位

会社名 日本アセットマーケティング株式会社
代表者名 代表取締役社長 越塚 孝之
(コード：8922、東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 進藤 陽介
電話番号 03-5667-8023 (代表)

第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債及び 新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました、株式会社ドンキホーテホールディングス（以下「ドンキホーテホールディングス」といいます。）を引受先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行につきまして、本日、ドンキホーテホールディングスからの総額 25,058,050,000 円の払込が完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権に関する詳細につきましては、平成 26 年 11 月 27 日付「第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債及び新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権付社債の概要

① 払込期日	平成 26 年 12 月 12 日
② 新株予約権の総数	250 個
③ 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 100,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
④ 当該発行による潜在株式数	168,918,918 株
⑤ 資金調達額	25,000,000,000 円
⑥ 転換価額	148 円
⑦ 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当により全額をドンキホーテホールディングスに割り当てます。
⑧ その他	(i) 転換価額及び対象株式数の固定 本新株予約権付社債は、転換価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。 (ii) 早期償還条項 当社は、本新株予約権付社債の発行日の翌日以降、本社債の社債権者に対してあらかじめ書面によりその旨及びその事由、その他必要な事項を通知したうえ、残存する本社債の全部又は一部を償還することができます。 (iii) 譲渡制限 本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。 (iv) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 本新株予約権の概要

① 割 当 日	平成 26 年 12 月 12 日
② 新株予約権の総数	675 個
③ 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 86,000 円 (総額 58,050,000 円)
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	67,500,000 株(本新株予約権 1 個につき 100,000 株)
⑤ 資 金 調 達 の 額	10,048,050,000 円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額 : 58,050,000 円 本新株予約権行使による調達額 : 9,990,000,000 円
⑥ 行 使 価 額	148 円
⑦ 募 集 又 は 割 当 て 方 法 (割 当 先)	第三者割当によりドンキホーテホールディングスに割り当てます。
⑧ そ の 他	<p>(i) 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なるものであります。</p> <p>(ii) 本新株予約権の行使指示及び行使許可 当社と割当先との間で締結した新株予約権割当契約において、行使可能期間中のいずれかの日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を上回った場合、当社は、行使可能期間において、割当先に対し、行使すべき本新株予約権の数を指定したうえで、本新株予約権を行使するべき旨を指示 (以下「行使指示」といいます。) することができ、当社が行使指示を行った場合、割当先は、行使指示が行われた日から 10 取引日以内に、行使指示に従って、行使指示において指定された数の本新株予約権を行使しなければならない旨が定められております。</p> <p>また、同契約において、割当先は、その保有する本新株予約権を行使すること (但し、当社による行使指示に従って本新株予約権を行使する場合を除きます。) を希望する場合、行使を希望する本新株予約権の数を指定したうえで、本新株予約権の行使の許可 (以下「行使許可」といいます。) を申請しなければならず、当社から行使許可を受領した場合、割当先は、行使許可を受領した日から 10 取引日以内に限り、行使許可に従って、行使許可において指定された数の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨が定められております。</p> <p>また、同契約において、割当先は、当社による行使指示に従って本新株予約権を行使する場合、及び、当社の行使許可を得た上で当該行使許可に従って本新株予約権を行使する場合を除き、本新株予約権を行使することができない旨が定められております。</p> <p>(iii) 取得条項 当社は、本新株予約権の発行後、当社取締役会が本新株予約権を取得する決議をしたときには、本新株予約権の全部を発行価格によって取得することができます。この場合、当社は、当該決議後、本新株予約権の取得日の 2 週間前までにあらかじめ書面により本新株予約権者に対して事前通知するものとします。</p> <p>(iv) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。</p>

	(v) その他 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	---

以 上